

坂戸市条例第 9 号

坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び解体等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境及び景観（以下「地域環境」という。）の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置し、又は太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 発電事業者 太陽光発電事業を行う者であつて、第 13 条（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の確認を受けたものをいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 周辺地域の住民 事業区域の周辺地域の住民であつて、規則で定めるものをいう。
- (6) 設置工事等 太陽光発電設備の設置に係る工事（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採又は土地の区画形質の変更を含む。）又は太陽光発電設備の増設若しくは一部の更新をいう。

(適用除外)

第 3 条 この条例の規定は、次に掲げる太陽光発電設備については、適用しない。

- (1) 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。）に設置する太陽光発電設備
- (2) 出力が 10 キロワット未満の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の出力と、同一の発電事業者又は資本関係等において当該発電事業者と密接な関係を有する者が当該太陽光発電設備に係る事業区域の敷地境界線からの水平距離が 100 メートル以内に設置し、又は設置しようとする他の太陽光発電設備の出力との合計が 10 キロワット以上となる場合を除く。）

(3) 国又は地方公共団体が設置する太陽光発電設備

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の円滑な実施に必要な措置を講ずるものとする。

(発電事業者の責務)

第5条 発電事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の法令及びこの条例の規定を遵守し、並びに当該太陽光発電事業の実施に起因する災害の発生を防止し、及び地域環境を保全するとともに、市及び周辺地域の住民との良好な関係の維持に努めなければならない。

(規制区域)

第6条 太陽光発電事業を行おうとする者は、次に掲げる区域（以下この条において「規制区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし、法令の規定により規制区域において太陽光発電設備の設置が認められる場合は、この限りでない。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(2) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域

(3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地

(抑制区域)

第7条 太陽光発電事業を行おうとする者は、災害の発生の防止及び地域環境の保全のため太陽光発電事業の実施を抑制すべき区域であって規則で定めるもの（次項において「抑制区域」という。）を事業区域としないよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、太陽光発電事業を行おうとする者に対し、抑制区域を事業区域としないよう求めることができる。

(遵守事項)

第 8 条 太陽光発電事業を行おうとする者は、太陽光発電設備の設置に当たっては、災害の発生の防止及び地域環境の保全のため、規則で定める事項を遵守しなければならない。

（事業計画の作成等）

第 9 条 太陽光発電事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、太陽光発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市長の確認を受けなければならない。

（事前協議等）

第 10 条 太陽光発電事業を行おうとする者は、事業計画を作成するに当たっては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議（第 12 条第 2 項及び第 21 条において「事前協議」という。）があったときは、太陽光発電事業を行おうとする者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、事業計画に係る太陽光発電事業の実施が他の市町の区域における災害を発生させ、又は地域環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該他の市町の長に対し、意見を求めることができる。

（説明会の開催等）

第 11 条 太陽光発電事業を行おうとする者は、周辺地域の住民に対し、規則で定めるところにより、太陽光発電事業の実施に関する事項の内容を周知するための説明会（次条第 2 項において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 太陽光発電事業を行おうとする者は、太陽光発電事業の実施に関する事項の内容について周辺地域の住民の理解が得られるよう努めなければならない。

（事業計画の届出）

第 12 条 太陽光発電事業を行おうとする者は、事業計画を作成したときは、市長に届け出なければならない。

2 事業計画は、事前協議及び説明会の結果を踏まえたものでなければならない。

（確認）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による届出があったときは、事業計画が法令又はこの条例の規定に適合するものであることについて確認をするものとする。

(変更の届出)

第 1 4 条 発電事業者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 9 条から前条までの規定は、前項の規定による届出（規則で定める軽微な変更に係る届出を除く。）について準用する。

(設置工事等の届出)

第 1 5 条 発電事業者は、設置工事等を行おうとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第 1 6 条 発電事業者は、太陽光発電事業の実施を周知するため、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に係る事業区域内の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

(設置工事等の完了の届出等)

第 1 7 条 発電事業者は、設置工事等が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業計画（第 1 4 条第 1 項の規定による届出があったときは、その変更後のもの。次条第 1 項において同じ。）に従って設置工事等が行われたことについて確認をするものとする。

3 発電事業者は、前項の確認を受けなければ、発電を行ってはならない。

(太陽光発電設備の維持管理等)

第 1 8 条 発電事業者は、事業計画に従って太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備に係る事業区域の適正な維持管理をしなければならない。

2 発電事業者は、太陽光発電設備の維持管理並びに解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（第 4 項及び第 2 0 条第 2 項第 1 号において「解体等」という。）に要する費用に充てるための資金を積立てその他の方法により確保しなければならない。

3 発電事業者は、事業区域における土砂の流出その他の規則で定める事態の発生により当該事業区域の周辺地域における地域環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なく、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

4 発電事業者は、太陽光発電事業の実施に起因して生じた当該発電事業者以外の者の損害を填補するため、又は災害により被害を受けた太陽光発電

設備の復旧及び解体等に要する費用に充てるために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置をとるよう努めなければならない。

（地位の承継の届出等）

第 19 条 事業譲渡等により発電事業者の地位を承継した者（次項及び第 26 条において「事業承継者」という。）は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業承継者は、周辺地域の住民に対し、発電事業者の地位を承継したことを周知しなければならない。

（廃止に係る措置等）

第 20 条 発電事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 発電事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、速やかに、次に掲げる措置を取り、市長の確認を受けなければならない。

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）その他の法令の規定に基づく太陽光発電設備の解体等

（2）事業区域の土地（太陽光発電設備を設置するために区画形質の変更を行った土地に限る。）について土砂災害その他の災害の発生を防止するために必要な措置

（届出事項等の公表）

第 21 条 市長は、事前協議又は第 12 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 19 条第 1 項若しくは前条第 1 項の規定による届出があったときは、当該事前協議又は届出に係る事項を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（報告又は資料の提出）

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対し、太陽光発電事業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第24条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、発電事業者に対し、太陽光発電事業の適正な実施について指導及び助言をすることができる。

(勧告等)

第25条 市長は、発電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該発電事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をせず、又は第13条若しくは第14条第2項において準用する第13条の確認を受けずに設置工事等を行ったとき。

(2) 第16条の規定による標識の設置をしないとき。

(3) 第17条第2項の確認を受けずに発電を行ったとき。

(4) 第18条第3項の措置をとらないとき、又は同項の規定による報告をしないとき。

(5) 第20条第2項の措置をとらないとき、又は同項の確認を受けないとき。

(6) 正当な理由がないのに、第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第23条第1項の規定による立入検査を拒んだとき。

(7) 前条の指導及び助言をした場合において、なお太陽光発電事業が適正に実施されていないと認めるとき。

2 市長は、前項の勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政庁に報告するものとする。

(土地の所有者の責務)

第26条 発電事業者が所在不明となった場合又は発電事業者が法人である場合であって当該法人が解散し、当該発電事業者の事業承継者が存しない

ときにおいて、当該発電事業者に係る事業区域の土地の所有者（発電事業者と事業区域の土地の所有者とが異なる場合に限る。）は、当該事業区域の土地が不良状態（坂戸市環境保全条例（平成9年坂戸市条例第14号）第42条第2号に規定する不良状態をいう。）にならないよう適正な管理をしなければならない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第13条の確認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第13条までの規定の例により行うことができる。